

職員の軽装執務を試行します

職員の執務時における軽装については、夏季(5月から9月まで)に実施しておりましたが、働きやすい職場環境の整備と、省エネ・脱炭素に向けた取組みの推進を目的として、軽装勤務の通年実施を検討するため、10月の1か月間、試行で取り組みます。その後支障がなければ11月から通年実施とします。

1 趣旨・目的

① 働き方改革

各職員が感じる「働きやすさ」には個人差があります。それぞれが働きやすいと感じる服装で勤務することで、誰もが快適に働くことができ、効率的な働き方を推進します。

② 省エネ・脱炭素

それぞれのワークスタイルや仕事環境、日々の気温等に応じた服装を選択することにより、各職員の省エネ行動を喚起するとともに、脱炭素の取組みに資する「新しい豊かな暮らし」の実践に寄与します。

2 取組み内容

来庁される皆さまに不快感を与えない服装(オフィスカジュアル)であること、TPO(時、場所、場合に即した対応)によって使い分けることを前提として、各職員が気候や気温に応じた、働きやすいと感じる軽装での勤務とします。

(1) 対象 全職員

(2) 試行期間 令和5年10月4日から10月31日まで(支障がなければ11月から通年実施)

(3) 庁内及び庁外での執務における服装基準

以下を原則としますが、今回の取組みは、ネクタイや上着の着用を禁止するものではありません。

① 庁内の場合

ノーネクタイ・ノー上着を基本とした軽装とします。

※ 議会や公式の来客への対応、式典、外部委員が参加する会合や委員会等においては、ネクタイや上着の着用など適切な服装とします。

② 庁外の場合

ネクタイ・上着の着用を基本とした適切な服装とします。



本件についての問い合わせ先
佐渡市役所総務部総務課
担当: 人事係 田沼
電話(直通)0259-63-3111

